

家庭裁判所の調停委員



赤星 恒介
調停委員



石川 美知子
調停委員

大切なものが同じでも、意見や
思いがすれ違うと、話し合いが
うまくいかないことがあります。

家庭裁判所では、
調停委員が
話し合いをサポートします。

石川 公立学校教職員の勤務を経て、学校現場の教職員の指導育成の支援に携わりました。民生委員・児童委員としては、地域や学校の相談や関係機関への繋ぎ役として活動させていただきました。

調停委員になる前のお仕事と調停委員になったきっかけを教えてください。

赤星 赤星です。平成31年に調停委員になり、やっと5年生になりました。

石川 石川です。平成29年に調停委員になり、7年目になります。

家庭裁判所では、話し合いにより紛争を解決する調停を行っています。調停では原則として、裁判官一人と調停委員二人が調停委員会というチームを作って、当事者の話し合いをサポートします。調停委員は、当事者の方から直接話を聴き、裁判官と協議をして、合意による解決を目指します。本日は、家庭裁判所になくはない存在である「調停委員」にお話を伺います。

調停委員になったきっかけは、懇意にしている先輩調停委員の方や弁護士の方からお話を伺ったことが縁となりました。法的知識の習得のハードルは高いですが、これまでの経験が役に立てばと思えました。

赤星 私は、元々は一般企業で製造販売関連の仕事をしていました。海外の仕事が多かったですね。その後、人材関連企業のキャリアアカウンセラーとして10余年勤務しました。調停委員になった大きなきっかけは、調停委員をされていた勤務先の先輩にもキャリアアコンサルティングとして人生そのものを扱う世界にいましたから、人の心の問題を扱う調停の世界は、自分にとって入りやすかったということがあります。これはやりがいがあるよね、と思って応募し、今の私があるわけです。

なる前は調停委員についてどのようなイメージをお持ちでしたか？



インタビューは
大庭家庭裁判所調査官

赤星 もっと法的判断を求められる、法律寄りの色合いが強い仕事だと思っていましたが、調停委員としての最初の研修を受けた際に認識が変わりました。もちろん覚えなければいけない法的知識は多く、法的観点に沿ってという基本ベイスはありますが、人の人生を扱う家事調停委員の場合、法的知識の豊富さよりも人を見て取り組む姿勢のほうが大切だと感じました。調停委員になりたての頃は、民法を丸暗記するくらいに読み込まなければいけないんじゃないかと思ってたんです(笑)。でも、ちよつと待てよと、まずは人ありきのことだと、より良**その当事者の方を理解すること**が**より良い調停につながる**ということに気付かされました。人は、言ってる言葉と言いたいことが別であることもあります。

それはありますよね。言葉と真意が違う、ずれてしまうことが。

赤星 その当事者の方がより言いたいことをつかまえてあげるといいますが、その人をより理解することとなり、最終的には良い調停につながると。言葉だけをつかまえると真意は見えこないです。

石川 当事者の皆さんは、人生の中で色々悩みがあり、非常に重たい課題を抱えていらっしやいます。こういうことで悩まれているんですねとか、よくここまで頑張ったねと褒められましたねと褒められたり、書面から読み取れる言葉だけにとらわれず、先入観を持たず、赤星さんも仰っていたように、対話を通じて真意を、本音を感じ取ることが一番大切だと思っております。特に初回の調停の日では、その点に気を付けてお話を伺っています。

―初めは、当事者の方は緊張されていたり、裁判所ということでは身構えてしまわれる方も多かったですよね。



石川 私自身が思っていた裁判所のイメージ、敷居が高いというか：ですから、特に初回の調停の日では、場の雰囲気作りを大切にしています。緊張や不安というのとは声や手が震えたり、言葉が出なかつたりと・・・、見ただけで分かりません。それを和らげて安心してもらえるよう意識しています。そのためには、**相手に対する敬意を忘れない**ことが大切ではないでしょうか。お名前の呼び方、言葉遣い、話し掛ける際の表情や態度、そして公平中立な振る舞い、それら一つ一つを大事にしております。

赤星 一番先にやらなければいけないことは、関係構築なんです。この調停委員は公平に見てくれる、ちゃんと聴いてくれる人だと、公平感や安心感を感じてもらえるようにすることが一番大切なんです。例えば、当事者の方の待合室が寒いときに「寒い中お待たせしてしまってますみませんね。」といった声かけを必ずするように意識しています。

石川 私も同じような声かけを状況に応じてしています。何気ない会話をすることで、当事者の方の緊張が解けたりします。裁判所は換気を常としていたため、どうしても冬は寒いですし、夏は暑いですよ(笑)。

赤星 当事者の方を待合室へお迎えにあがる際、他にも来庁者がおられるので、お名前を呼ばず調停事件の番号でお呼びするんですが、1回、2回と調停を重ねていくと、事件の番号を言わなくてもお互い顔を見て分かるようになるんですね。

石川 調停の日が終わる際に当事者の方から「次回は調停委員が変わるんですか」と聞かれることがありますが、「特別な事情がない限り、最後までお付き合いさせていただきます。」とお話しすると、「ああ、良かったです。」と言ってくくださる方もおられます。そういうときは嬉しいですね。当事者の方は、裁判所まで来てくださって、見知らずの私たち調停委員に複雑な悩みや思いをお話ししてくださるといふ高いハードルがまです。ありますので、そういう場面では気持ちを通じたのかなと感じます。



他方で、法的根拠に基づいて毅然としてお話しさせていただきます。そうであるならば、私たちの説明に納得されないでしようし、笑顔を見せるだけではなく、メリハリの利いた対応を意識しています。

赤星 ただの気のいいおじさん、おばさんではすまないです。背筋を伸ばしたおじさん、おばさんでないといけないので(笑)。法律の前にまず人間くささありき、でも、私達は法律に基づく考え方を説明しなければならぬと思います。

石川 法律に関する部分では「裁判官と両調停委員が一つのチームとして評議を重ねた上での対応です。」とお伝えするところで、調停委員会としての提案に安心と信頼を持っていただくことが大切です。その意味でもチームとしての評議を大切にしています。

―家庭裁判所の調停では、調停委員二人と裁判官又は調停官一人の三人でチームを組んで話し合いをサポートし、利用者とのやり取りや書面の作成など手続面を書記官が担い、子どもの監護などでの話し合いでは心理学、社会学などの行動科学の専門家である家庭裁判所調査官の役割も大きいと思います。各職種間の連携という点で、意識されていることはありますか。

赤星 まず、チームの中で、当事者の方と直接接する時間が一番長いのが、我々調停委員であるということ強く意識しています。**当事者の方との架け橋、ブリッジとなるのは調停委員である**という覚悟を持って臨んでいます。その上で、いつもお世話になってるのは調査官、書記官です。

私達に何か抜け落ちていることがあるかを常に見て、私達が言葉で表現できなかった事項や調停での進捗状況を簡潔に整理してくれそうです。

石川 裁判官とは評議をして、ポイントごとに進行方針を共有し、要所では裁判官から直接当事者の方へ説明をしてもらうこともあります。裁判官、調停官、調査官、書記官とはワンチームです。調停委員になる前は私も部外者でしたので、裁判所が安心感を得られる場所とはとても思えませんでした(笑)、いざ裁判所で調停委員としてチームの輪の中に入ることになって見方が全く変わりました。

―調停委員になられて、新たに気付いた事はありますか。

石川 コミュニケーションの大切さですね。夫婦や家族だからこれくらいのこととは言葉で言わなくてもお互い分かっていると思いがちですが、**やっぱり言葉で伝えないと**。もめ事や誤解、感情のもつれの元になるんだと思います。それから、日本は司法制度によって身近な家族生活を守ることができるとの再認識です。一般の方々は家事調停をどこまでご存じなのか？ということですね。

費用も比較的安く、外国人の方も利用できますから、知っているのと知らないでは大きな違いですね。**一人で悩み事や争い事を抱えずにこの制度を上手に利用してほしいと**。調停委員として多くの事件を担当させていただき、自分事のように感じています。

赤星 一昔前なら、三世代が一緒に住んでいるのが当たり前でしたが、今はほとんど分散されてきて、家族や社会の形が変わってきました。それに従いコミュニケーションの形も変わってきたと。法律が予定していた世界とは違う世界が始まっているのではないかと感じます。我々が想定していない結婚や離婚の形もできたりと。過去に作った法律を当てはめてきちんと解決できるのか、その中で当事者双方の折り合いをつけることができるのか、という問題は、日々担当する調停事件の中で常に感じています。

一緒に働く 裁判官、書記官、調査官

調査官にとって、調停委員はコーディネーターです。調査の結果等について、調査官からの説明をよく聴いて理解し、調査結果を踏まえたより良い解決の在り方を考えてくれます。



裁判官にとって、調停委員は柔軟でより良い解決を図るために頼りにしている大切なパートナーです。

書記官にとって、調停委員はチーム内の情報ステーションです。書記官による調停調書作成に必要な情報や当事者の方へ配慮すべき事項等を適切に共有してください。

「横浜家裁でもウェブ調停の運用が始まりましたね。」

石川 法律の世界でも、「不易流行（ふえきりゅうこう）」、変わらない本質的なものの中にも時代に応じて新しいものを取り入れていく考え方はあります。ウェブ調停の導入はまさにそれなのかと。私が担当したのは県外在住の、お体に障害のある当事者の方が利用されたものでしたから、裁判所まで来られなくてもお顔を拝見しながらのウェブ調停は臨場感があり有効でした。

赤星 当事者の方の選択肢が増えることはとても良いことではないでしょうか。もちろん、対面で直接に顔を見ながらの調停の良さは残るでしょうし、ウェブ調停の利点や限界もありますから、その使い分けが重要ですね。システムはあくまでツールであって、調停委員として**当事者の方の心を尊重するという覚悟**を保持しなくてはならないと思います。

石川 私の「不易」とは「心」の部分です。目を合わせて、心を通わせて、「可能な限り話の腰をおらず、先入観を持たずに聴くこと。」

当事者の方に安心感を持っていただき信頼を得ることで、円滑な調停進行を実現できますから、どんなに時代が変わろうとも「**傾聴**」の大切さは変わりませんね。

赤星 調停手続を利用される当事者の方は、紛争真っ盛りの状態であろうかと思いますが、調停は「勝ち負けの場」ではありません。相手をねじ伏せるような100対0の勝負ではなく、お互いの80点、90点を指す、お互いが「納得」するものであって「説得」されるものではないですね。誰かに説得されたから、命令されたから、というのでは本人に満足感は生まれません。調停とは「納得してもらったための場」であり、それが調停の醍醐味ではないかと思えます。

「最後に読者の方へのメッセージをお願いします。」

石川 「裁判所」という言葉の響きから、敷居が高い、高額な費用が掛かる、厳かで畏怖の念を抱かされる、といった印象をお持ちの方も多いのではないかと思います。いやいや、そんなことないですよ。

調停制度は私たち国民の悩み事や争い事を誰でも相談できる身近な制度であること、裁判のように勝ち負けは決めないこと、話し合いでより良い解決を目指して、調停委員会が話し合いをサポートさせていただいていることを、まずお伝えしたいです。家庭内の事情はお話しづらいこともあるでしょうが、非公開の手続によりプライバシーも保護されていますから安心です。早期解決のためにも一人で悩みを抱え込まないで、裁判所の身近な調停制度を活用していただければと思います。

赤星 調停を利用される方は、お互い直接お話ができない状態になってしまっている方ばかりだと思えます。数十年前ならば、近所のおじさん、おばさんがそれとなく間に入ったりサポートしていた社会だったと思います。が、社会情勢や家族構成の変化が大きな要因となっているからだと思います。できるだけ紛争を早く解決して、人生の次のステップへ歩んでいただくためにも、調停をうまく利用していただければと思います。私達「調停委員」と裁判官とが「調停委員会」を作って、紛争下の方々との話し合いをサポートさせていただきます。

おわり

家事調停の手続について

横浜家庭裁判所に家事調停の申立てを行う際に使用する書式は、横浜家庭裁判所のウェブサイトに掲載していますのでご利用ください。
(https://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/l4/Vcms4_00000142.html)



横浜家庭裁判所について

横浜家庭裁判所には、横浜市にある本庁のほか、川崎、相模原、横須賀、小田原の4支部があります。それぞれが管轄する地域については、横浜家庭裁判所のウェブサイトをご確認ください。
(<https://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/kankatu/kanagawa/index.html>)

